

2024(令和6)年1月26日

〒160-0022

新宿区新宿6丁目27番56号 新宿スクエア6階
ライフティ株式会社 お客様相談室 御中

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7丁目11番5号

TEL 048-844-8972/FAX 048-829-7444

特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす

理 事 長 池 本 誠



通 知 書 兼 申 入 書

当会より、貴社に対し、2023年12月7日付お問合せ文書により、貴社の加盟店である株式会社ビューティースリーの「全身脱毛無制限コース」による脱毛エステ契約について、貴社が与信を行われた事案の件数、取引開始からの期間、5回目以降の無料施術・期間無制限の意義の把握状況、無料施術・期間無制限の履行見込み、無料施術・期間無制限の債務を負いながら契約期間1年間と定めた意義、特定商取引法49条の中途解約権保障・違約金上限規制との関係などについて問い合わせを致しました。

これに対し、貴社の令和6年1月19日付回答書を受領致しました。その要点は、「当社が与信してきたビューティースリーの商品は、1年間に有償で4回の脱毛の施術をするコース（以下「主たる商品」といいます。）である。なお、主たる商品には、ビューティースリーと顧客との間において、5回目以降の無償サービスが付帯されている。」「特定商取引法49条との関係では、役務提供が有償回数分と無償回数分からなる契約については、有償回数分が中途解約の対象となると把握している。」という見解であると考えられます。

しかし、割賦販売法の解釈・運用において、クレジット契約の与信対象の考え方とは、主たる契約と附帯特約を含む一体の契約について、抗弁接続、書面記載事項、中途解約清算について適用されることは、通商産業省の昭和59年1月26日付通達以来の解釈であるとともに、判例上も確立した解釈であります。

他方で、当会において、ビューティースリーの脱毛エステ契約について貴社がクレジット契約を締結した事案に関して、消費生活センターにおける相談件数及び相談内容について調査したところ、これまでの相談件数が500件を超えていることが判明しました。しかも、相談申出をした契約者に対する貴社の対応は、ビューティースリーの契約書面に記載されている有料施術の実施回数のみを前提として、クレジット契約の割賦金支払い請求を行うという姿勢であることが判明しました。貴社は上記の独自の見解に基づいて、契約者への対応を行っておられます。

しかし、医療機関ではないエスティックサロンにおける脱毛施術の効果は、一定期間経過すると再び脱毛施術を繰り返す必要があるものであり、無償施術の特約は、単なる例外的・恩恵的なアフターサービスではなく有料施術同じ体制・内容の施術を持続する必要がある債務であります。そうであれば、脱毛施術を1年間に有料施術4回とその後に無料施術・期間無制限という契約条件は、1年間経過または施術4回終了によってその後は脱毛エステ契約上の債務の履行の問題ではないかのように取り扱うものであり、特定商取引法49条の強行規定に反する違法・無効な契約条項というほかありません。

むしろ、脱毛エステ契約書面及び貴社のクレジット契約書面の役務提供の単価・回提供数・契約期間について虚偽記載をするものであり、支払い拒絶の抗弁事由が成り立つことにとどまらず、クーリング・オフの行使及び不実告知取消しが可能であると解されます。

前述のとおり、極めて多数の苦情申出件数が現に発生している状況に照らせば、貴社と当会との間の裁判外の協議または個々の契約者と貴社との間の個別的な協議によって適正な解決を図ることは困難だと考えられます。そこで、この度、当会は貴社に対し、集団的消費者被害回復制度による共通義務確認訴訟を提起することと致しました。

つきましては、当会が提起する共通義務確認訴訟における裁判所の判断が下されるまでの間は、貴社から契約者に対する支払い請求を一時停止して頂くこと、及び契約者が貴社に対する割賦金の支払いを停止したことについて、信用情報機関に対し延滞情報として登録するがないよう、公正な対応を申し入れます。

この点に関する貴社の対応方針について、当会宛にご回答を下さるよう申し入れます。よろしくお願い致します。

以上